

むつ市農業委員会
第 8 3 0 回総会議事録

むつ市農業委員会第830回総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月9日（火）午前10時30分から午前11時10分

2. 開催場所 むつ市役所本庁舎 大会議室A

3. 出席委員

○農業委員（18名）

議席	氏名
1	村口利光
2	畑中光政
3	鴨田輝雄
5	柏谷均
6	水戸隆璽
7	新堂真
8	中嶋寿樹
9	面村一松
10	坂本正一
11	嶋影秀子
12	林忠久
13	浜田昭彦
14	立花幸雄
15	蛭名修一
16	齊藤榮佐男
17	佐々木貢
18	杉山重一
19	中村貞幸

○農地利用最適化推進委員（9名）

地区	氏名
第1地区	蛭名俊文
第2地区	山田紀子
第3地区	山本幸光
第4地区	田中慶吾
第5地区	佐々木武美
第6地区	内山義美
第7地区	菊池幸子
第9地区	千葉好二
第10地区	富江佳奈子

4. 欠席委員

○農業委員（なし）

○農地利用最適化推進委員（1名）

第8地区	猪 口 和 則
------	---------

5. 議事の概要

日 程 第 1 会議録署名委員の指名

日 程 第 2 会期の決定

議案第 5号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第 6号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第 7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 9号 非農地証明願いについて

議案第10号 非農地証明願いについて

6. 会議に従事した職氏名

局 長 立 花 一 雄

総括主幹 菅 原 賢一郎

主 幹 白 戸 由布子

主 幹 澤 田 眞紀子

会計年度任用職員 武 市 真 実

7. 会議録署名委員

3 番 鴨 田 輝 雄

6 番 水 戸 隆 璽

8. 会議記録者

農業委員会事務局主幹 澤 田 眞紀子

9. 会 議 の 概 要

	———農業委員会憲章唱和———
議長(坂本会長)	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第830回総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、18名中18名で、定足数に達しております。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において3番 鴨田輝雄委員、6番 水戸隆璽委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の澤田主幹を指名いたします。</p> <p>日程第2 会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声あり)
議長(坂本会長)	<p>ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第5号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題に供します。</p> <p>議案第5号について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、苫生町二丁目51番、面積244㎡、登記地目「田」、現況「田」、農業振興地域内、農用地区域外、都市計画非線引区域、第2種農地です。</p> <p>転用目的は所有者の自宅建築です。現在の自宅では子と同居するには狭いため、当該土地に新築するものです。</p> <p>7月2日、林委員、杉山委員、蛭名推進委員、事務局の4名で許可申請による調査をした結果、現況は面積の3分の1を畑として利用し、農機具小屋としてプレハブが設置されています。周辺には住宅が広がっており、農地としての利用価値は低く、周辺農地への影響はなく、農地転用における一般基準の規定にも特に問題はないことから、許可相当であると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地確認を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>議案第5号について補足説明ございますか。</p>
杉山委員	特にありません。

議長(坂本会長)	<p>現地調査ご苦労様でございました。</p> <p>説明が終わりましたので、これより議案第5号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。</p>
各委員	(「なし」の声あり)
議長(坂本会長)	<p>質疑がありませんので、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ありませんか。</p>
各委員	(「異議なし」の声あり)
議長(坂本会長)	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第6号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題に供します。</p> <p>議案第6号について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第6号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、川内町福浦山1番103の一部、登記面積16,974㎡のうち、2,800.19㎡、登記地目「牧場」、農地台帳「牧場」、農業振興地域内、農用地区域内、都市計画区域外の土地です。</p> <p>転用目的は、風況調査塔及び観測機器ライダーの設置、地質調査で、3年間の一時転用です。転用目的に係る事業または施設の概要については、資料記載のとおりです。</p> <p>7月2日、村口委員、鴨田委員、千葉推進委員、事務局の4名で現地調査をした結果、農用地区域内農地ではありますが、一時的な利用に供するものであり、周辺農地の営農条件への支障はなく、立地基準の例外許可に該当し、一般基準の規定にも特に問題はないことから、許可相当であると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地確認を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>議案第6号について補足説明ございますか。</p>
村口委員	特にありません。
議長(坂本会長)	<p>現地調査ご苦労様でございました。</p> <p>説明が終わりましたので、これより議案第6号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。</p>
各委員	(「なし」の声あり)

議長 (坂本会長)	<p>質疑がありませんので、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長 (坂本会長)	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてを議題に供します。</p> <p>議案第7号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。</p> <p>計画地は、合計13筆で、2名の所有者があおもり農業支援センターに貸し、支援センターから株式会社斗南岡デーリィファームが転借するものです。</p> <p>土地は、</p> <p>むつ市大字田名部字内田42番647、面積17,582㎡、登記地目「畑」、農地台帳「畑」</p> <p>同字内田42番648、面積17,977㎡、登記地目「畑」、農地台帳「畑」、</p> <p>同字内田42番651の一部、16,355㎡、登記地目「畑」、農地台帳「畑」、</p> <p>同字内田42番653、面積11,761㎡、登記地目「畑」、農地台帳「畑」</p> <p>同字内田42番686、面積9,089㎡、登記地目「山林」、農地台帳「畑」</p> <p>同字内田68番、面積4,244㎡、登記地目「原野」、農地台帳「畑」、</p> <p>同字内田73番、面積3,443㎡、登記地目「原野」、農地台帳「畑」、</p> <p>同字内田74番、面積3,821㎡、登記地目「原野」、農地台帳「畑」、</p> <p>同字内田75番、面積3,978㎡、登記地目「原野」、農地台帳「畑」、</p> <p>同字内田78番、面積4,423㎡、登記地目「畑」、農地台帳「畑」、</p> <p>同字内田42番619の一部、5,161㎡、登記地目「畑」、農地台帳「畑」、</p> <p>同字内田42番621、面積22,293㎡、登記地目「畑」、農地台帳「畑」、</p> <p>同字内田42番645、面積17,370㎡、登記地目「畑」、農地台帳「畑」、</p> <p>13筆全て農業振興地域内、農用地区域内の農地です。</p> <p>これらは、株式会社斗南岡デーリィファームに所属する個人3名が転借人でありましたが、今回、会社を転借人とする賃貸借の名義変更のための再設定で、貸借期間、賃貸借料は資料のとおりです。</p> <p>7月1日に、林委員、中村委員、佐々木推進委員、事務局で現地調査した結果、農地までの道や周辺農地への影響について問題なく、利用の</p>

	<p>実態も変わりがないことから、承認してよいと思われます。 以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。 議案第7号について補足説明ございますか。</p>
林委員	<p>特にありません。</p>
議長(坂本会長)	<p>現地調査ご苦労様でございました。 説明が終わりましたので、これより議案第7号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>(「なし」の声あり)</p>
議長(坂本会長)	<p>質疑がありませんので、本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長(坂本会長)	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
	<p>次に、議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてを議題に供します。 議案第8号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。 計画地は、3筆で、むつ市大字奥内 字中野49、面積1,925㎡、登記地目「畑」、農地台帳「畑」、 同字中野42番1、面積3,044㎡、登記地目「畑」、農地台帳「畑」、 同字中野43番2、面積29㎡、登記地目「雑種地」、農地台帳「畑」、 3筆とも農業振興地域内、農用地区域内の農地で、あおもり農業支援センターを介して新規就農者が転借するものです。 貸借期間は5年、賃借料は資料のとおりで、路地ネギ、かぼちゃ、タラの芽を栽培する計画です。 7月1日に、立花委員、中嶋委員、菊池推進委員、事務局で現地調査をした結果、農地までの道や周辺農地への影響について問題ないことから、承認して良いと思われます。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。 議案第8号について補足説明ございますか。</p>
立花委員	<p>特にありません。</p>

議長(坂本会長)	<p>現地調査ご苦労様でございました。</p> <p>説明が終わりましたので、これより議案第8号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。</p>
各委員	(「なし」の声あり)
議長(坂本会長)	<p>質疑がありませんので、本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
各委員	(「異議なし」の声あり)
議長(坂本会長)	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、非農地証明願いについて議題に供します。</p> <p>議案第9号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第9号、非農地証明願いについてご説明いたします。</p> <p>申請地は、むつ市大字田名部字内田42番130、面積5,121㎡、登記地目「原野」、農地台帳「畑」、農業振興地域内、農用地区域内の農地です。</p> <p>この土地は、所有者や親族は耕作していませんでしたが、隣地の所有者が第三者へ長年無断で使用を承諾していたものです。</p> <p>当委員会への農地法第3条許可申請、農地中間管理事業の推進に関する法律による貸借はいずれも確認できませんでした。</p> <p>6月20日に、林委員、中村委員、蛭名推進委員、事務局で現地調査をした結果、雑草は腰高まで生えているが、昨年度の農地利用状況調査の状況、判断を踏まえ、また、非農地証明基準に該当がないため、非農地と証明できないと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>議案第9号について補足説明ございますか。</p>
中村委員	事務局の説明のとおりで、補足は特にありません。
議長(坂本会長)	<p>現地調査ご苦労様でございました。</p> <p>説明が終わりましたので、これより議案第9号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がありませんので、本案について非農地証明は交付しないことにご異議ありませんか。</p>

	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって議案第9号は非農地証明を交付しないことに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第10号、非農地証明願いについて議題に供します。議案第10号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第10号、非農地証明願いについてご説明いたします。 申請地はむつ市大字大湊字宇曾利川村58番1、面積2,426㎡、登記地目「畑」、農地台帳「畑」、農業振興地域内、農用地区域外の土地です。 この農地も、所有者や親族は耕作していないものの、隣地住人が無断で耕作していたことが所有者、親族の調査で判明しています。 当委員会への農地法第3条許可申請、農地中間管理事業の推進に関する法律の貸借に関する書類は確認できませんでした。 7月1日に、林委員、浜田委員、猪口推進委員、事務局で現地調査をした結果、山側には木が生い茂っているものの、道路側は最近まで耕作していた事実があり、毎年実施している農地利用状況調査においても一部耕作中、草刈り管理を確認しており、非農地証明基準に該当しないため、農地法第2条第1項に規定する農地であり、非農地と証明できないと思われまます。 以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。 議案第10号について補足説明ございますか。</p>
事務局	
浜田委員	特にありません。
議長(坂本会長)	<p>現地調査ご苦勞様でございました。 説明が終わりましたので、これより議案第10号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。</p>
各委員	(「なし」の声あり)
議長(坂本会長)	質疑がありませんので、本案について、非農地証明は交付しないことにご異議ありませんか。
各委員	(「異議なし」の声あり)
議長(坂本会長)	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第10号は、非農地証明を交付しないことに決定いたしました。</p> <p>以上で議案審議について終了しました。</p>

これをもちまして、むつ市農業委員会第830回総会を、閉会します。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 鴨 田 輝 雄

会議録署名委員 水 戸 隆 璽